

千葉県地域運営交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 区長は、地域の多様な主体の連携による地域の実情に応じた地域運営を促進するため、地域運営委員会が行う地域課題解決及び地域活性化のための取組みに要する経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより交付金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 交付金の交付を申請することができる者は、千葉県地域運営委員会設立支援等補助金交付要綱第4条第2項に該当する地域運営委員会のうち、同要綱別表第1に掲げる団体全てが構成団体となっているものとする。ただし、活動区域内に同要綱別表第1に掲げる団体が組織されていない場合、又は他の地区に設立されている地域運営委員会の構成団体となっている場合においては、この限りではない。

(補助対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は以下に掲げるものとする。このうち、第5号から第10号までに掲げる事業は原則として実施するものとする。

- (1) 団体間の情報共有及び地域課題の検討のための会議の開催
- (2) 地域の実態及び住民ニーズの把握のための事業
- (3) 広報活動
- (4) 事業計画の策定
- (5) 青少年の健全育成に関する事業
- (6) 高齢者や障害者の支援、高齢者の生きがい対策に関する事業
- (7) スポーツ振興に関する事業
- (8) 環境美化及びごみの適正排出・減量に関する事業
- (9) 交通安全に関する事業
- (10) 避難所運営に関する事業
- (11) その他地域課題解決、地域活性化につながる事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は前条に定める補助事業の実施に要する経費とする。ただし、以下に掲げるものを除く。

- (1) 役員手当
- (2) 会計や書類作成等を行う事務局員への人件費（次条第1項の補助限度額に1/11を乗じた額を超えるものに限る。）
- (3) 事業の全部を委託する場合の委託料

- (4) 食糧費（会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等を除く。）
- (5) 交際費（慶弔費、見舞金及び懇親会費等）
- (6) 寄附金
- (7) その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費
（補助限度額及び補助率）

第5条 補助限度額は、以下のアとイを合算した額とする。

ア 交付初年度において別表の各補助金等の算定基準により算定される限度額を合算した額（ただし、統合しない補助金等を除く。また、各補助金等の算定基準の改正があった場合はこれに準ずる。）

イ アに $1/10$ を乗じた額（ただし、円未満切り捨て）

- 2 補助率は補助対象経費から当該事業に充てるべき収入額を控除した額の $10/10$ とする。
- 3 第1項に規定する補助限度額（以下「補助限度基本額」という。）に 10 分の 2 を乗じて得た額（ただし、円未満切り捨て）を限度として、当該年度の補助対象経費に充当せず、翌年度又は翌々年度の補助限度額として繰越すことができる。
- 4 前項の規定による繰越しがあった場合の補助限度額は、補助限度基本額に当該繰越額を加えた額とする。

（併給の禁止）

第6条 地域運営交付金の交付を受ける地域運営委員会及びその構成団体は、別表の各補助金等の交付を重ねて受けることはできない。

（交付の申請）

第7条 規則第3条の規定により交付金の交付を申請しようとする者は、区長が定める期日までに地域運営交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、区長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第1号の2）
- (2) 定款又は規約等
- (3) 構成団体名簿及び役員名簿
- (4) その他区長が必要と認める書類

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容、収支予算又は事業計画の変更をするにあたり、交付決定額の 3 分の 1 以上となる事業の追加、拡充、中止又は廃止を行う場合及び第5条第3項の規定による繰越しを行おうとする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに区長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 他の補助金等に係る補助対象範囲と交付金の充当範囲が重複しない場合に限り、他の

補助金等の交付を受けている事業に交付金を充当することができる。

(4) 規則及び本要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、地域運営交付金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第10条 補助事業を行う団体(以下「補助事業者」という。)が、第8条第1号の規定により承認を受けようとするときは、地域運営交付金に係る事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、事業の変更、中止又は廃止を承認したときは、地域運営交付金に係る事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により通知し、承認しないときは、地域運営交付金に係る事業変更(中止・廃止)不承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者が、規則第10条の規定により報告しようとするときは、区長が定める期日までに、地域運営交付金に係る事業状況報告書(様式第6号)を区長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者が、規則第12条の規定により報告しようとするときは、区長が定める期日までに、地域運営交付金に係る事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、区長に提出するものとする。

(1) 事業報告書兼収支決算書(様式第7号の2)

(2) その他区長が必要と認める書類

(額の確定等)

第13条 区長は、前条の報告を受けた場合には、前条の書類の審査及び当該職員による第17条の書類の調査等(地域運営交付金に係る事業実績調査確認書(様式第8号)による。)により、その報告に係る補助事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該補助事業者地域運営交付金の額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 前条の規定により通知を受けた団体が、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、地域運営交付金交付請求書(様式第10号)を区長に提出するものとする。

2 補助事業者が、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、地域運営交付金一括(分割)事前交付請求書(様式

第11号)を区長に提出するものとする。

(決定の取消通知)

第15条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、地域運営交付金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

(返還命令)

第16条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、地域運営交付金返還命令書(様式第13号)によるものとする。

(関係書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び収支の証拠書類等を整備し、補助事業終了後5年間保存するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月18日から施行する。
- 2 地域運営委員会を設立した初年度に交付金の交付を受ける場合にあつては、別表の2から8の補助金等により従前から実施していた事業の継続性を担保するため、当該事業の実施に要する経費については、交付決定の日にかかわらず当該年度の開始日から交付金を充てることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 地域運営委員会を設立した初年度に交付金の交付を受ける場合にあつては、別表の2から9の補助金等により従前から実施していた事業の継続性を担保するため、当該事業の実施に要する経費については、交付決定の日にかかわらず当該年度の開始日から交付金を充てることができる。
- 3 年度の途中において新たに地域運営委員会の構成団体になる団体については、別表の2から9の補助金等により従前から実施していた事業の継続性を担保するため、当該年度の開始日から構成団体とみなすことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 改正後の千葉県地域運営交付金交付要綱第4条の規定は、令和3年度以降の年度の予算に係る交付金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 改正後の千葉県地域運営交付金交付要綱第17条の規定は、令和4年度以降の年度の補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び収支の証拠書類等に適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助金等の名称	
1	地域運営委員会活動支援補助金
2	区町内自治会連絡協議会運営補助金（地区町内自治会連絡協議会に対する交付金）
3	廃棄物適正化推進員（地区推進員）報償費
4	民生委員・児童委員活動事業補助金（地区民生委員・児童委員協議会に対する交付金）
5	青少年健全育成事業補助金（青少年育成委員会活動事業）
6	青少年健全育成事業補助金（青少年相談員活動事業）
7	千葉県スポーツ振興会連絡協議会事業（小学校地区市民体育行事）負担金
8	交通安全普及事業補助金（地区交通安全協議会に対する助成金）
9	千葉県避難所運営委員会活動支援補助金

<様式第1号>

年 月 日

地域運営交付金交付申請書

(あて先) 千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請
であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度における地域運営交付金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則
第3条の規定により交付申請します。

1 交付金申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書兼収支予算書 (様式第1号の2)
- (2) 定款又は規約等
- (3) 構成団体名簿及び役員名簿
- (4) その他区長が必要と認める書類

<様式第1号の2>

〇〇地区地域運営委員会 事業計画書兼収支予算書

交付金上限額 〇〇〇〇円

No.	事業名	代表団体	実施日	実施場所	事業内容	事業区分								繰越事業	費用			
						会議等	青少年	高齢・障害	スポーツ	環境	交通安全	防災	その他		総事業費	他の補助金等を充てる額	交付金を充てる額	
合計																		

(注1) 事業区分欄には、以下の八つの事業区分からその事業目的に合致するものをすべて選び、当てはまる項目に○をつけてください。(いくつでも可)

- ①会議等 … 団体間の情報共有及び地域課題の検討のための会議の開催、地域の実態及び住民ニーズの把握のための事業、広報活動、事業計画の策定
- ②青少年 … 青少年の健全育成に関する事業
- ③高齢・障害 … 高齢者や障害者の支援、高齢者の生きがい対策に関する事業
- ④スポーツ … スポーツ振興に関する事業
- ⑤環境 … 環境美化及びごみの適正排出・減量に関する事業
- ⑥交通安全 … 交通安全に関する事業
- ⑦防災 … 防災、避難所運営に関する事業
- ⑧その他 … 上記の他、地域課題解決、地域活性化につながる事業

(注2) 他の補助金等を充てる事業については、事業内容の欄に、事業内容とともに当該補助金等の名称をご記入ください。

(注3) 補助限度額の繰越しを行う場合には、繰越事業の欄に●をつけてください。なお、事業内容や費用については、計画段階での予定(見込み)をご記入ください。

<様式第2号>

千葉市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者職氏名 様

地域運営交付金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった地域運営交付金の交付について、
次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

1 交付金の交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業の内容、収支予算又は事業計画の変更をするにあたり、交付決定額の3分の1以上となる事業の追加、拡充、中止又は廃止を行う場合及び第5条第3項の規定による繰越しを行おうとする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに区長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 他の補助金等に係る補助対象範囲と交付金の充当範囲が重複しない場合に限り、他の補助金等の交付を受けている事業に交付金を充当することができる。
- (4) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市地域運営交付金交付要綱を遵守すること。

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

<様式第3号>

年 月 日

地域運営交付金に係る事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請
であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった地
域運営交付金に係る事業について事業計画の変更（中止・廃止）をしたいので、千葉市地
域運営交付金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

3 添付書類

- (1) 変更計画に係る事業計画書兼収支予算書（様式第1号の2）
- (2) その他区長が必要と認める書類

<様式第4号>

千葉市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者職氏名 様

地域運営交付金に係る事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった地域運営交付金に係る事業の変更（中止・廃止）承認について、次のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

千葉市 区長

1 承認事項

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

<様式第5号>

千葉市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者職氏名 様

地域運営交付金に係る事業変更（中止・廃止）不承認通知書

年 月 日付で申請のあった地域運営交付金に係る事業の変更（中止・廃止）承認について、承認しないことと決定したので、通知します。

年 月 日

千葉市 区長

1 不承認の理由

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

<様式第6号>

年 月 日

地域運営交付金に係る事業状況報告書

(あて先) 千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名

(※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請
であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった地
域運営交付金に係る事業の 年 月 日現在の遂行状況について、千葉
市補助金等交付規則第10条の規定により報告します。

1 補助事業の着手年月日 年 月 日
及び完了予定年月日 年 月 日

2 補助事業の経過及び内容

3 添付書類

- (1) 経過及び内容を証する書類等
- (2) その他区長が必要と認めるもの

<様式第7号>

年 月 日

地域運営交付金に係る事業実績報告書

(あて先) 千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名

(※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請
であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった地
域運営交付金に係る事業が終了しましたので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定に
より関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の着手年月日 年 月 日
及び完了年月日 年 月 日

2 交付金交付決定額 円

3 補助事業の経費精算額 円

4 添付書類

(1) 事業報告書兼収支決算書(様式第7号の2)

(2) その他区長が必要と認めるもの

<様式第7号の2>

〇〇地区地域運営委員会 事業報告書兼収支決算書

交付金上限額 〇〇〇〇円

No.	事業名	代表団体	実施日	実施場所	事業内容	事業区分								繰越事業	費用			
						会議等	青少年	高齢・障害	スポーツ	環境	交通安全	防災	その他		総事業費	他の補助金等を充てる額	交付金を充てる額	
合計																		

- (注1) 事業区分欄には、以下の八つの事業区分からその事業目的に合致するものをすべて選び、当てはまる項目に○をつけてください。(いくつでも可)
- ①会議等 … 団体間の情報共有及び地域課題の検討のための会議の開催、地域の実態及び住民ニーズの把握のための事業、広報活動、事業計画の策定
 - ②青少年 … 青少年の健全育成に関する事業
 - ③高齢・障害 … 高齢者や障害者の支援、高齢者の生きがい対策に関する事業
 - ④スポーツ … スポーツ振興に関する事業
 - ⑤環境 … 環境美化及びごみの適正排出・減量に関する事業
 - ⑥交通安全 … 交通安全に関する事業
 - ⑦防災 … 防災、避難所運営に関する事業
 - ⑧その他 … 上記の他、地域課題解決、地域活性化につながる事業

(注2) 他の補助金等を充てる事業については、事業内容の欄に、事業内容とともに当該補助金等の名称をご記入ください。

(注3) 補助限度額の繰越しを行う場合には、繰越事業の欄に●をつけてください。

<様式第8号>

年 月 日

地域運営交付金に係る事業実績調査確認書

確認者 所 属
職 名
氏 名

1 年 月 日付地域運営交付金に係る事業実績報告書について、
以下のとおり調査、確認しました。

(調査、確認した書類)

2 上記の調査の結果、

(1) 事実と相違ありません。

(2) 以下の事項について相違がありました。

(相違があった事項)

<様式第9号>

千葉市達 第 号

住 所
団 体 名
代表者職氏名 様

地域運営交付金の額確定通知書

年 月 日付地域運営交付金に係る事業実績報告書により、交付すべき地域運営交付金の額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市 区長

1 交付金の交付決定額	円
2 補助事業の経費精算額	円
3 交付金の確定額	円

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

<様式第10号>

年 月 日

地域運営交付金 交付請求書

(あて先) 千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名

(※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請
であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市達 第 号地域運営交付金の額確定通知書により確定した交付金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求します。

1 交付金交付請求額 円

2 添付書類

- (1) 地域運営交付金の額確定通知書の写し
- (2) その他区長が必要と認めるもの

<様式第11号>

年 月 日

地域運営交付金 一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市 区長

住 所

団 体 名

代表者職氏名 (※)

(※) 記名押印又は代表者が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請
であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号地域運営交付金交付決定
通知のあった交付金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準
用する同条第1項の規定により請求します。

1 交付金交付決定額 円

2 交付金の既交付額 円

3 今回の交付請求額 円

4 添付書類

- (1) 地域運営交付金交付決定通知書の写し
- (2) その他区長が必要と認めるもの

<様式第12号>

千葉市達 第 号

住 所
団 体 名
代表者職氏名 様

地域運営交付金 交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号地域運営交付金交付決定
の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項に
おいて準用する第6条の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市 区長

- | | |
|-------------|---|
| 1 交付金交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消の理由 | |

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

<様式第13号>

千葉市達 第 号

住 所
団 体 名
代表者職氏名 様

地域運営交付金 返還命令書

年 月 日付千葉市指令 第 号地域運営交付金交付決定通知のあった補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第1項又は第2項の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

年 月 日

千葉市 区長

- | | |
|-------------|-------|
| 1 交付金の交付決定額 | 円 |
| 2 交付金の既交付額 | 円 |
| 3 交付金の交付確定額 | 円 |
| 4 返還すべき金額 | 円 |
| 5 返還期限 | 年 月 日 |
| 6 返還を命ずる理由 | |
| 7 返還方法 | |

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。